

第2次総合計画基本構想特別委員会会議録

平成28年12月16日（金）

（開 会） 10：00

（閉 会） 14：07

○委員長

ただいまから第2次総合計画基本構想特別委員会を開会いたしたいと思います。

この際、委員会の運営方法についておはかりいたします。本日からの議案審査につきましては、お手元に配付しております第2次総合計画基本構想の審査順序に記載のとおり、まず、執行部から議案及び提出資料の補足説明を受けた後、序論と基本構想の2つに分け、審査を行いたいと考えております。その中で、質疑が通告されているものから、ページ順に行っていただき、通告以外の質疑があれば、その後、お受けしたいと考えております。そして最後に、討論、採決を行うということで審査を進めてまいりたいと考えておりますが、このような進め方で、よろしいでしょうか。

（ 異議なし ）

ご異議がないようですから、そのような運営とさせていただきます。なお、委員長といたしましては、効率的かつ実効ある委員会運営をしてまいりたいと考えておりますので、各委員におかれては、要点を整えた質疑をお願いしたいと思います。あわせて、執行部におかれましても、同様に、各委員からの質疑に対しては、その内容を確実に把握され、質問された部分に対してのみ、的確な答弁をしていただきますよう、お願いいたします。

それでは、さっそく審査に入ります。「議案第147号 第2次飯塚市総合計画の基本構想」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○総合政策課長

それでは、議案第147号につきまして補足説明をいたします。お手元に、別冊の議案書といたしまして、「第2次飯塚市総合計画基本構想」のほかにも、こちらが別冊でございますが、これまで総合計画審議会や、市議会全員協議会においてご審議いただきました基本計画などを含めまして、A4縦、1ページから76ページの特別委員会資料を提出させていただいておりますので、適宜ご参照を願ひまして、よろしくお願ひいたします。

それでは、議案書62ページ及び別冊議案書の「第2次飯塚市総合計画基本構想」をお願いいたします。第2次総合計画の基本構想につきましては、飯塚市総合計画策定条例第5条の規定に基づきまして、市議会の議決をお願いしているものでございます。別冊でお配りしております、議案書の内容につきましては、その概要のみを説明させていただきたいと思っておりますので、ご了解のほどをよろしくお願ひいたします。それでは、別冊の議案、表紙1枚めくっていただきまして、目次がございまして、ご覧いただきたいと思っております。全体構成といたしまして、「第I編 序論」、「第II編 基本構想」となっており、「第I編 序論」におきましては、「第1章 はじめに」におきまして、計画策定の趣旨、位置付け、構成と期間、基本的考え方、第2章では、「計画策定の背景」におきまして、本市の特性、主要課題、市民意識調査等を整理いたしております。「第II編 基本構想」におきましては、「第1章 基本理念」におきまして、都市目標像及び5項目のまちづくりの基本理念、7つの政策分野を記載いたしまして、「第2章 将来フレーム」におきましては、計画の最終年次でございます平成38年の目標人口を12万3千人とし、「第3章 将来都市構造の基本方針」として、拠点連携型の都市を掲げているところでございます。なお、第2次総合計画の全体構成につきましては、別途お配りしております特別委員会提出資料、こちらのほうをご覧いただきますと、6ページのほうにA3サイズで折り込みの表を挿入させていただいております。A3縦になります。第1次総合計画と第2次の体系比

較表及び、次の7ページに、全体構成といたしまして、左側の上段でございますが、序論、基本構想、そして基本計画を含めました、A3の表といたしまして、こちらは横の表になりますが、まとめておりますので、適宜ご覧いただきたいというふうに存じます。内容の説明については省略をさせていただきます。

それでは、議案書のほう、よろしくお願いたします。1ページをお開きください。序論でございます。1ページから3ページにおきましては、第I編の序論の計画策定の趣旨において、地方自治の本旨に基づき、住民福祉の増進を基本とした、行政運営の最上位計画と位置づけました平成29年から平成38年までの10年間の計画であること、また、3ページにおきましては、策定の基本的考え方、4項目を記載いたしておるところでございます。次に、4ページから10ページにおきましては、この計画策定の背景といたしまして、まず、4ページにおきまして、地理的特性など4つの本市の特性や、平成27年実施の国勢調査による人口構造などを整理いたしまして、ページをめくっていただきますと、6ページ図2のとおり、平成27年10月1日時点での本市の人口といたしまして、12万9146人となっております。続きまして、7ページをお開きください。7ページの図3、図4におきまして、生産年齢人口が減少しておること、それから、高齢人口が増加しております、少子高齢化の進展が見られるところとなっております。次に、9ページ、10ページをお開きいただきますと、こちらのページにおきましては、財政状況及び財政見通しを記載させていただいております。また、財政見通し等につきまして、具体的な算定方法、数値等につきましては、議案の議決をいただきましたら、最終的に製本いたします計画書、これの資料編等に、再度その考え方等について掲載するように考えておるところでございます。こちらが財政見通しのところ、10ページまででございます。また、議案書の脚注等に書いてありますとおり、専門的用語などを加えて整備をさせていただいております。このように本市の特性、人口減少の状況、これを踏まえまして、次の11ページから14ページにかけて、現在の社会潮流の変化を認識した中で、主要な課題として整理をいたしております。続きまして、その15ページ、18ページにおきましては、住みやすさ、あるいは本市が取り組むべきまちづくりなどに関する市民意識調査をまとめまして、この18ページまでを序論という形で整理をいたしております。

それでは、次に、「第II編 基本構想」につきましてご説明申し上げます。議案書の19ページをお願いいたします。基本構想編におきましては、序論でございました本市の特性、強み、優位性を生かしながら、変化してまいります社会経済情勢の中で、現状と課題を認識し、本市が目指すべき都市将来像を設定し、その実現に向け取り組むべき方向性について定めておるところでございます。19ページでございますとおり、第2次計画の都市目標像としましては、第1次を継承し、「人が輝き まちが飛躍する 住みたいまち 住みつづけたいまち」といたしまして、副題について、第1次計画の表記を改めまして、次の世代に夢や希望を持てる愛されるまちづくりを引き継いでいくため、「共に創り 未来につなぐ 幸せ実感都市 いいづか」といたしておるところでございます。次に、右の20ページから22ページをめくっていただきますと、22ページまでにおきましては、都市目標像を実現するための5つの基本的理念を整理いたしてございまして、人権を大切にす市民協働のまちなど、5項目を20ページ上段に整理をいたしてあります。これらそれぞれの基本理念を受けまして、20ページから22ページにかけて、7項目の政策分野を定めまして、20ページ下段にございまして、人権・市民参画や21ページ、健幸・子育て、地域経済などの各分野において目指すまちのあり方について定めておるところでございます。次に、23ページをお願いいたします。23ページでは「将来フレーム」といたしまして、第2次総合計画の目標年次でございます2026年、平成38年の人口を12万3千人といたしておるところでございます。この目標人口につきまし

ては、昨年、人口減少少子高齢化社会への対応として策定いたしました「飯塚市まち・ひと・しごと創生総合戦略」においても、目標として推計しているものでございまして、第2次総合計画におきましても、この「まち・ひと・しごと総合戦略」を重点戦略として位置づけているところでございます。それでは次に、25ページをお願いいたします。最後のページになります。こちら第3章では、将来都市構造の基本方針といたしまして、都市と自然が調和した、計画的な土地利用のもとで暮らしやすいまちづくりの実現のため、拠点連携型の都市を目指すことといたしております。以上が、別紙議案書の概要説明、補足説明でございます。以上で、非常に簡単ではございますが、議案第147号の補足説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○委員長

説明が終わりましたので、まず「第I編 序論」について、1ページから18ページまでの質疑を許します。はじめに質疑事項一覧表に記載されています、1ページ、「1 計画策定の趣旨」について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

日本共産党の川上直喜です。最初の質問は、1ページの「第I編 序論」「第1章 はじめに」、「1 計画策定の趣旨」中の締めくくりの3行の中で、「こうした状況を踏まえ、地方自治の本旨に基づき、住民の福祉の増進を基本に総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、今後10年間のまちづくりの方向性を示す『第2次飯塚市総合計画』を策定するものです。」とあります。私は、この中で「地方自治の本旨に基づき、住民の福祉の増進を基本に」というところが、第1次総合計画と比べると、明文で位置づけが明確になったという点で評価するものなんですけれども、実は、第1次総合計画のときにも、日本共産党はこの言葉を明文で入れるべきであるという主張をしましたがけれども、それは実現しませんでした。今回、これを明文で明記したことの意義、理由についてどう考えておられるのか、お尋ねします。

○総合政策課長

ただいまご指摘のとおり、第1次総合計画におきましては、この地方自治の本旨等に関する明確な記述はございませんでした。しかしながら、地方公共団体におきましては、地方自治法第1条の2に規定されておりますとおり、住民福祉の増進を基本といたしまして、地方自治法の趣旨にのっとり、これまでも行政運営を図っており、本市においても同様でございます。このたび、第2次総合計画の策定に際しましては、市民意見の募集や、市民懇談会を開催いたしております。また、市議会全員協議会あるいは附属機関でございます総合計画審議会などにおきまして、さまざまなご意見ご提言をいただいております。そのような中から、今回、このように第2次総合計画素案の段階からのそういったご指摘を受けまして、皆様のご意見、ご提案を十分に勘案した中で、今回、第2次総合計画におきましては、地方自治の本旨及び地方公共団体の役割、基本的なあり方を明確に記載したところでございます。

○川上委員

大変重要なことだと思っています。それで、この1ページから2ページにかけて、ご覧になってわかると思うんですけれども、この審議対象の基本構想というのは、何といたしまして、三角形の頂点にありますよね。この構想のもとに、基本計画が別紙で出されているんですけども、あると。これについては、右の表に書いてありますけれども、基本計画は10年間なんだけれども、中間年次に点検し、必要に応じて見直すということになっていますね。そして、さらにそのもとにある実施計画は3年間を基本とし、毎年度見直しを行うローリング方式とするというふうになっているわけです。しかし、この基本構想そのものは見直し規定がないんですね。10年間これですっといくというわけです。ですから、非常に重要なんです。くどいですが、繰り返しになりますけれども、先ほど紹介にあった地方自治の本旨に基づき、住民の福祉

の増進を、ということの基本構想に書いていることが、当たり前といえば当たり前だけれど、非常に重要だと。ここで、私が10年前に、第1次のときにこのことを主張したときに、実は齊藤市長はそれを否定しなかった。だけれども、別の表現でこういうふうに言われたわけです。株式会社飯塚市の創業だというふうに言われました。そのとき、こういうような議論をしたと思います。例えであっても、会社では株主が主人公ということかもしれませんけれど、株を持っていないと、ものが言われないわけです。ところが、地方自治体というのは、株とか持っていないなくても、そこに住んでいる人、滞在してる人は皆、主人公ということになっているわけですね。そのところが違うんじゃないでしょうかというふうに議論したことがあります。齊藤市長はこだわられなかった。やっぱり、住民福祉が大事なんですよということはおっしゃったんです。それで10年たちました。この文言、基本構想に書き込んだんだけど、齊藤市長はこの点について、今、どういう思い、決意でおられるかお尋ねしたいと思います。

○市長

10年前に市長になったときの飯塚市の状態、また、これからの自治体の状態を見たときに、特に、行財政改革というのがしっかり頭の中にあっただけですから、その点を非常に重視をしてきましたけれども、10年間、ここに仕事をさせていただいた流れの中で、やはり住民福祉というものに対する意識というものが自然と高まってというよりも、身についてきてるわけでしたし、また、逆に住民への力を借りてまちづくりをしなければできないと、私は思っております。そういうことを考えたときに、やはりこれからの自治体経営に関しては、それこそ市民と一緒にやっていくということが第一、もちろんできるもの、できないものもありますけれども、その辺は、それこそ議会と力をあわせていながらご理解と、また、ご協力を得ながら進めていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○川上委員

基本的に一致すると思います。したがって、私の立場は、この基本構想が、私が重要だと言い、市長もほぼ同様のことを言われたと思うんだけど、そのとおりにこれが仕上げられているかどうかと問われると思うんですよ。それで、少し個別的なことになっていきますけれども、3ページに移りますが「4 計画策定の基本的な考え方」の「(3)自治体経営に活用できる計画」という項目があります。これは、2行半述べた上でこのように書いてるんです。「このため、総合計画に掲げた目標の成果を評価・検証することができるよう、行政評価と連動した実用的な計画とします。」と、総合計画を。まずお尋ねなんですけれども、私の感覚は自治体運営というふうに思うんですね。これを自治体経営とよぶのはなぜなのか、まず、それをお尋ねしたいと思います。

○行財政改革推進課長

今回、この計画の中で行政経営という言葉を入れさせていただいておりますが、その意図について、ということでございます。従来は、国の指示、指導のもと、正確で適切な事務処理において、行政サービスを、地方自治体として提供していければよかったものが医療、福祉、介護、子育てなど多様化する市民ニーズがふえる一方で、平成12年に、地方分権一括法が制定されまして、地域における行政を自主的、総合的に実施する役割を地方自治体が担うこととなり、より自立、自主的な行政運営が求められてきましたことから、自治体を経営していくという概念が広がってまいりました。したがって、この計画でも行政として主体的に行政運営を行っていくという意味を込めて、今回は、この行政経営という言い方にいたしております。

○川上委員

国は地方公共団体と対等の関係にありますよと。地方公共団体、自治体は、その線に沿って頑張らなさいと、頑張ることができるという法律なんですけれども、ところが、財源がない。ですから、財源がないのに、三位一体改革とかそういう多少のことはあったけれども、財源は

ないのに地方分権で頑張らなさいということになるわけですね。財源の仕組みは変わらないわけです。ということは、言葉だけなんです。金がなくても、地方はどうかして頑張れということに、現状ではなっているわけですよ。そのときに、それでも頑張らなくてはならないんですよ、住民の福祉のために。そのときに、経営という言葉が、昨今広がっているということのようですけども、中身を捉えることが大事だろうというふうに思うんです。そこで、中身なんだけれども、その経営の視点に立った、少し、私と先ほど答弁された方との関係は違うんですよ、経営の視点に立ったと書いているけれど。それで、選択と集中による行財政運営と書いてるんですけど、この選択と集中というのはどういう視点で考えているのか、説明をいただけますか。

○行財政改革推進課長

住民の福祉の増進というのはもちろん基本でございますが、今までのように人口も経済も右肩上がりであったときのように、あれもこれもというような施策や事務事業を実施することは、これからの人口減少社会を想定すると厳しくなります。しかしながら、行政として取り組まなければならない政策課題も出てまいります。そのときに、その政策課題を解決するために効果ある事業は伸ばし、その代わり、効果のない事業はやめていきたいと思いますという考えが、ここでいう選択と集中ということになります。

○川上委員

それは、見る立場によって変わるわけですね。何が必要であるか、何が必要でないかと。例えば、110億円かけてつくる飯塚市役所、今、建設中だけど、私は、穂波支所、それから筑穂支所と連携する形で現庁舎を改修すれば、皆さま方の試算で半分くらいの費用でできたことになっているんですよ。皆さん方の計算ですよ。ですから、私はそういう意味では、新庁舎は本当に必要だったんですかと聞かれたら、皆さん何と答えるのかというように思うんです。そういう見目が変われば、必要であるか、必要でないかというのは変わると。根底には、この経営の視点に立ってというのが、福祉の増進という自治体の本来の立場のことだということが入っていなければならぬと思うんですけど、そここのところは福祉の増進という、冒頭に、今度書き込んだ、その視点のことかどうかということをお尋ねします。

○行財政推進課長

先ほどからもご説明いたしておりますけれども、選択と集中という基本的な考え方につきましても、いわゆる住民福祉の増進というところが、基本ベースになるということでございます。それと先ほどから言われましたように、見方によっては、優先とか選択が変わるんじゃないかという質問でございますけれども、先ほど質問がありましたけど、実用的な計画といたしますというようなところで、今回掲載させていただいておりますけれども、これが要は行政評価と連動するというところでございます。行政評価につきましては、いわゆる行政を見える化していくための一つの手段、それから、市民が評価していきやすくするための手段ということになりますので、いろんな評価をしていくというようなことで、ここでは実用的な計画としましたということにいたしております。

○川上委員

経営の視点というのは、福祉の増進の視点ということを言われました。それは確認しておきたいと思うんですけども、それだけではまだ済まない問題もあるわけですね。どういうふうに済まないかという、この行政評価なんです。この行政評価をするためには、数値がいるでしょうということになって、今回、基本構想を見ると、目標値というのがやたらと多いわけです。これは、中間年次で見直すということになってるんですけど、目標値を持ったほうがよいものもあると思います。しかし、目標値を持つことによって、福祉の増進だとか、いろんな仕事で柔軟性を欠いたりすることもあるわけですよ。だから、私は行政評価と連動した実用的な計

画というのはほどほどにしなければならないと。ときの市民の声、それから、市政運営について調整しなければならないときもあるでしょう。二代表制ですから、議会のほうの提案とか指摘とかもあるでしょう。そういうときに基本計画で、もうこうなっていますから止まりませんとというようなことでは、結局、角を矯めて牛を殺すというようなことになりかねないと思うんです。ここはそのように意見を述べておきたいと思います。

○委員長

続けてどうぞ。次、4ページからです。第2章ですね。

○川上委員

4ページ、第2章は計画策定の背景ということになっていて、「1 飯塚市の特性」ということで、地理的、自然的、歴史的、社会的ということになっています。私は、地域的、自然的、歴史的にそれぞれ、もう少し工夫を、前向きの工夫をしたほうがよいのかなと思うところもあります。歴史的特性というのはなかなか難しい。これから飯塚市が、福岡都市圏、北九州都市圏のアクセスがよいとかいうのがあるんだけど、例えば、アジアという視点で言えば福岡市はアジアの拠点都市ですとかいうふうに、もう随分前から言っているわけですね。アジアに開かれた、アジア等を意識したまちづくりに入っている。北九州もあまり変わらない。では、その中に、何て言うかな、連携を取ってこうというふうに考えるのであれば、本市は、アジアとの関係で、どういう歴史的な特性があるのか。地理的にも、社会的な問題も含めた歴史的な特性というのがね、考えられておく必要があると思う。つまり、アジアとの交流において、飯塚市というまちは、こういうまちだと。未来を見据えて、こういうふうに交流していきたい。仕事も一緒にやっていきたいと思えるようなことがなければならんと思うんだけど、そういったことについては、ほとんどアジアという単語もないし、そういうふうな深みがここはないと。何行書いたらいいんですかということもありますけれど、我々の意識としては、その意識があるんじゃないかと思うんですね。それから、社会的特性のことなんですけれど、3つ書いてあります。①が3つの大学と研究開発機関等の立地と、30年くらいかかって集積してきたと思うんですね。それから、2番目は充実した医療施設、これは、炭鉱の時代から蓄積してきたものがある。そして、国が乱暴に労災病院を廃止したときでも、努力して、守り抜いてきたというのがあります。それから3点目は、鉄道、それから道路、さまざまな工夫、これに通信というのを入ろうかと思えます。たしかにこれ自身は飯塚市の特性として認めることができるものなんですけれども、これ以外を検討したのかと。検討したけど書かなかったということはないのか、お尋ねします。

○総合政策課長

この飯塚市の特性に関しましては、まず、第1次総合計画等々の状況も勘案しながら、整理をさせていただいたところがございます。現時点での特性として、整理すべきものとして、今この4つの項目を指して整備をさせていただいております。検討の内容といたしましては、具体的にはこの素案を提示させていただきまして、いろいろ各方面からのご意見をいただいたところがございますけれども、そういったご意見も踏まえながら、この表現等々についても、加除修正をしてきたところがございます。そういった中で、昨年も策定いたしました飯塚市のまち・ひと・しごと総合戦略、こういったものをベースにしながら、今回、その最上位計画でございます総合計画を整理してきたというところがございます。この背景については、このような形の中で整理をさせていただいたというところがございます。

○川上委員

実は、基本構想をよく読むと、この3つの社会的特性が、25ページ一番裏表紙ということになりますけれども、「第3章 将来都市構造」、「1 基本方針」がありますけれども、これを支えているかなり重要な役割を果たす部分になっているんですね。それで、私は、この3つは

確かに特性としてあると認めるものの、いくつか、我々がきちっと認識しなければならない、目の前にあるんだけど、見えないようになってしまっているものがあるのではないかと思います。それは、一つは本市における農業基盤の存在の問題なんですね。これ本来は、非常に豊かで、歴史的特性の中で書いているくらいですから、基幹産業として再生させることができれば、食糧の確保、それから、地域経済の振興、地域のまちづくり、地域の文化と教育、自然環境保全、洪水など災害の防止、大きな役割をまちづくりの中で果たしていくわけですね。この観点を、重要な社会的特性として取り上げるべきではなかったのではないかと思います。これは、実は目の前にある。あるんだけど、執行部としては見えなかったということかどうかわかりません。社会的特性で書くんですかとかいろいろ考えました。でもこれは、このように①、②、③と書くなら、この観点は絶対に抜かすことができないのではないかと思います。思うんですけども、お考えを伺います。

○農林振興課長

本市の農業につきましては、約3千ヘクタールの農地面積、それから、良質な農産物が生産ができます寒暖差のある気候、それから恵まれた水資源など、地理的、自然的には非常に特有のすぐれた施設があると思っております。しかしながら、社会的な特徴としては、全国的な傾向が、本市にも言えることとございますが、高齢化による就業人口の減少担い手、後継者不足の発生、耕作放棄地の増加など、どちらかと言いますと、マイナスの面が指摘されるのではないかと考えております。そのようなことから、優れた特徴とする特性には記載せず、基本計画の中におきまして、現状と課題として記載をしているところでございます。

○川上委員

だから、それは間違ってるんじゃないかということは今言っているわけです。だから、間違っているんじゃないか、抜けているんじゃないかという指摘をしているわけですから、それについての意見を聞きたいわけです。私が今言ったことに対する意見聞きたいわけです。

○農林振興課長

特性ということの意味でございますけれども、特有のすぐれた性質というふうなことが定義されておりますことから、先ほどご説明いたしましたとおり、農業関係につきましては、どちらかと言いますと、マイナス面というふうなことが顕著でございますので、特有の優れた面というようなことについては、なかなか書きづらいというふうなことでございます。

○川上委員

これは、長く続いた自民党農政の失敗のために、失敗の押しつけのために、飯塚市執行部が気力を失っていることの反映だと思います。どこでどう考えてみても、先ほど私言ったのは、本市における農業基盤の存在は本来豊かでありというふうに言ったわけです。この豊かな基盤が、いくらかけてこの基盤をつくってきたと思いますか。どれだけの年限をかけて、我々の祖先がつくり上げてきたと思いますか。それが、もうあと何年もしないうちに壊滅しかねない事態になってるんですよ、地域農業が、家族農業が。土地は消えてしまわないでしょう。かなりメガソーラーになったりしてますけれど。20年くらいたてば、農地に戻すことも本来は可能なんです、取り除けばね。だから、この目の前にある、本来豊かな農業基盤、それから、これを基幹産業として再生させればと言うことになるわけです。大学は先ほど言ったように、ここ30年でつくってきたわけです。電車の電化はどうでした。それから、病院も相当長いです。でも100年ぐらいでしょう。百何十年ぐらい。この農業というのは、先ほどから言ったように、我々の祖先がね、血と汗と涙で守り抜いて、我々のために残してきたんですよ。それを我々の代で失ってしまっているのかと、これだけの平野があり、そして豊かな水も自然もある。この特性を、自民党農政がつぶしてきたという状況に打ちひしがれて、見ないというのは、10年の次にさらに、10年もあるわけですよ、総合計画は。長期的な計画を立てるときには、現

状にとらわれて、打ちひしがれるべきではないというふうに思います。それは、よく検討してもらいたいと思います。それから、もう一つの重要な問題は住民誰もが福祉の増進の対象になっていくわけですが、筑豊地域、本市において低所得層の広がりが厳然としてある。この問題に、我々は社会的特性の問題として着目しなくてよいのかと、書かなくてよいのかということなんです。過去、産業の分野、福祉の分野、教育の分野を初めとして、我々は長年にわたって貧困と戦ってきたわけです。炭鉱閉山後の立ち直りのもどかしさに加えて、今、国の政策によって若い世代に広がっている非正規労働、これが立ち直りのもどかしさに加えて、新たな貧困層を、働く貧困層というワーキングプアが広がり、非常に構造的な状況になっているのではないかと。したがって、この特徴を特性を見るならば、飯塚市が解決に力を尽くすべき重要課題であるということが浮き彫りになってくると思います。で、実はここを打開することができれば飯塚市の新しい未来というのは、ものすごい勢い広がってくるのではないかと。基本計画の中でも書いています。若い人たち、子育て世代応援しましょうと、少子化対策に挑戦しようということもあるんだけど、この厳然としてある、広がっている、若い世代の低所得層、高齢者もそうですけど、低所得層の広がりについてね、そういう前向きの視点で見る必要があるのではないかとと思いますが、それについてはどのようにお考えでしたでしょうか。

○総合政策課長

ご指摘の点につきましては、策定過程におきまして、十分に検討させていただいてるところでございます。ただいまご質問あってございます、この特性の部分につきましては、この総合計画の全体の体系の中で一つ整理をさせていただいております。その中で、当然のことながら、先ほどございました農業、それから低所得者の課題といったものにつきましては、この後、現状と課題というところでも、一定整理をさせていただいております。11ページから14ページにかけて、現在の飯塚市の主要課題といったところの中で、先ほどございました雇用の問題でございますとか、就労支援の充実、労働環境の整備といったことにつなげまして、委員ご指摘のとおり実施計画の中におきまして、より具体的な問題意識といったことを整理をさせていただいておりますので、この部分についての表記につきましては、基本的な方向性ということ整理したものであるというふうにご理解いただければと思います。

○川上委員

先ほどの農業基盤の問題と発想が共通するところがあると思うんだけど、今の壊れつつある農業基盤、それから一方で低所得者層の広がり、これを何かお荷物であるかのように否定的に捉えるので——、さっき何て言いましたかね、優れた特性を書くところですよと言ってましたけど、本来的に役割果たさないといけない福祉の増進ということであるのと同時に、ここに今後、飯塚市の未来と展望があるのではないかとと思うわけです。若い低所得層が所得を得ることができるようなことになれば、飯塚市って素晴らしくなるじゃないですか。そういう前向きの視点で考える。社会的特性を考えていく。電車でも、病院でも、大学でもつくり上げてきたものなんでしょう。昔なかったんだと。重ねて、もう少し言いますと、私手元に旧飯塚市の第3次総合計画があるんですよ、1991年なんですけど。この中には、だいぶ前じゃないかってことがあるかもしれないけども、農業のこと、低所得者の福祉の問題、きちんと書いているわけですよ。くどいけど低所得者というのは、何かいつも助けてもらわなければならない存在ではないわけです。永遠のものではないわけです。そうでない立場の人を、今は低所得の人とこのまちをよくしていくということで、幸せを求めてね、福祉の増進を図っていく。そういうことが求められて、そのようにして現実に今日の飯塚市がつくられていると思うんですよ。昔から、生まれたときから大金持ちというような人は、そうおらんでしょう。だから本市は、この低所得層の打開のところから未来があるということ、しっかり捉えていく必要あるんじゃないかなというふうに思って、述べているわけです。かみ合いませんね。それは指摘をしておき

たいと思います。

○委員長

続いて、どうぞ川上委員。今のところ、4ページから5ページまで終わったようですけれど6ページから7ページ、人口構造。

○川上委員

基本構想の6ページと7ページに(5)として人口構造があります。これについて6ページの上のほうで4行、状況が事実だけ、一つの目から見た事実が書いてあるんだけど、合併して10年なんですけれども、旧自治体ごとの人口の動向、あるいは今後10年間見るわけですから、全員協議会で発言したことがあると思いますけども、明治の終わりの時代に、七十幾つ村があったんですね。その村は今、世紀をまたいでどのようになっておるのかということも、今後10年20年考えていく上では重要ではないかと思って指摘したことがあると思いますけど、まず自治体別の人口動向、どうなっておるか、お尋ねをします。

○総合政策課長

人口の動向につきましては、昨年の戦略の人口ビジョンの中でも、推計等をさせていただいております。旧1市4町のレベルでの人口動向、それから社会動向、自然動態等々についても適宜把握をしているところがございますけれども、まずは国勢調査での状況でございますけれども、まず平成22年、それから27年度の国勢調査の状況で見ますと飯塚地区におきましては、1107名の人口減という状況になっております。それから穂波地区につきましては、270名の人口減でございます。筑穂地区につきましては435名、庄内地区におきましてはマイナス98名、颯田地区におきましてマイナス436名、市全体で国勢調査の22年との差はマイナス2346人となっているところでございまして、これを、地区ごと人数でたゞいまして申し上げましたが、率的に見ますと、この減少動向が一番激しかったのは颯田地区で、人口の率で見ますとマイナス7%の減となっております。次に、筑穂地区がマイナス4.2。それから、次が、旧飯塚地区の1.4。そして穂波地区の1.1で、庄内地区が一番減の状況が少なく0.9といった状況でございます。そういった状況で、全体的にやはり少子高齢化といった動向でございます。

○川上委員

最後のところが気になるわけですよ。したがって、全体として少子高齢化とあっさり言われたけども、この10年間の、これ平成22年から27年の変化でしょう。この10年間、合併後のことと言えば、もう少し傾向が変わるかと思えますけど。合併して10年、さらに10年の計画を立てようとしているわけですから、合併して減るのが当たり前ではなくて、人口はふえたところないのかと。これは、実はもう少し小さく見ていったら、人口がふえたところはあるでしょう。潤野とか、潤野小学校区とかふえてなかったですか。立岩とかどうですか。だからね、もう少しよく見て、どういうところで人口がふえていて、どういうところで人口が減っている。こういう条件とかを分析すると市全体でどうですかというだけじゃなくて、今後の少子化対策の急がなければならない課題などが見えてくるのではないかという点でいえば、長々とここで書くわけにはいかないんでしょうけども、後ろのほうで社会的潮流というものもありますけど、やっぱり、視点をそのように実用的計画にするとか言っていましたけれど、前向きに未来を切り開いていくためには、今は少なくとも、前向きな変化が生じていれば、少数であっても、前向きな変化が生まれているのはなぜかと考えなければ、全体的な前向きな変化をつくり出すことはできませんので、分析したらどうかというに思うんですね。関連して、この人口動向の中で、このまま10年、20年推移すれば失われてしまいかねない集落の見込みについて検討したでしょうか。その危機はこの中で記述しないでよいのか、お尋ねをしたいと思います。

○総合政策課長

今ご指摘の、まず整理をさせていただきますと、限界集落についての一つご質問かと思っております。この限界集落につきましては、一般的には65歳以上の高齢者の方が、集落の人口の半数を超えて、集落の自治でありますとか、いろんな冠婚葬祭など、社会的に共同生活の維持が困難な状況であるとされているところがございます。この状況につきまして、高齢化率という形で指標をもちまして、自治会単位での、今回整理を示していただいております。その中で見ますと、280自治会ということで、今整理をさせていただきますが、このうち50%を超えるのが12自治会といった状況でございます。この地区ごとに、この12自治会の状況を見ますと、飯塚地区で3自治会、穂波地区で3自治会、筑穂地区で2自治会、庄内地区で1自治会、頼田地区で3自治会といったような状況でございます。この辺につきましても状況を把握しながら、施策というのはその現状と課題といったところに対しまして、対策を打つ必要があるというふうに考えてるところでございます。また先ほど1点ご質問がございました地区ごとの動向につきましては、社会動向、それから自然動向ということでございますけれども、ご指摘のとおり、地区地区によって、いろんな状況とあることについては、検討しているところでございます。現在、高齢化率が非常に高くなってきている地区といたしましては、筑穂地区、それから頼田地区といったところが非常に高齢化率が、今30%を超えてるという状況について把握をしているところでございます。一方、庄内地区につきましては、近年、転入転出、社会動向につきましては、一定の水準でプラスマイナスゼロのような状況で、かなり転入がふえているというふうなことで、今後も具体的な施策の中におきまして、こういったデータを活用し、実施してまいりたいというふうに考えております。

○川上委員

くどいですが、そういうふうに、もう少し幾つか特徴を分析したら、我々が今後10年間、20年間のあいだに山間部から集落が消えて、その付近は放棄して、飯塚市としては、拠点連携型とかいう名によって、そういう地域を放棄して撤退してしまうのかと、コンパクトなまちづくりとかいうことで。それによって先ほど言ったような地域の伝統ある文化だとか、教育、災害、それから食糧とかありますけど、そうしたものを、重大な財産を飯塚市は失いかねないんじゃないかという問題意識も持ちながら、拠点連携都市とか25ページで言うんだけど、幾つか4つぐらい条件つけてますよ。こういう拠点連携都市と書いているんだけど、それだけで本当によいのか。山間部、中山間地からどんどん撤退して行って、そして一部は伊岐須東新町自治会などもこのまま消滅しますね、自治会としては。そういう都市部というか、人口密集地においても、消えていく自治会はあるわけですね。そこに未来を我々は見るというスタンスでいかないと、難しいから撤退していこうということではなくて、そこに未来を見るというスタンスがいるのではないかと思うので、人口構造については、実はもう少し立ち至った分析がなければ未来が見えてこない、真っ暗の未来だけを皆さんが見るといふことに、市民が見させられるということになるのではないかと心配するわけです。

それから8ページに「(6) 産業構造」があります。少し気になるのは、聞いておきたいんですけど、これは、2015年の国勢調査の成果が書き込まれていないんですけど、これはどういう事情ですか。

○総合政策課長

現在、国勢調査のデータが適宜開示されておりますけれども、この産業構造につきましては、来年度、平成29年4月に公表予定ということでございましたので、直近の22年ということで表示をさせていただいてるところでございます。

○川上委員

速報値をもらうことはできませんでしたか。

○総合政策課長

その点については確認はしておりませんが、これまでの国勢調査の公表、それから、ことしの公表の予定につきましても、そのような状況でございましたので、そこについての具体的な問い合わせはしておりません。

○川上委員

速報値がもらえるんじゃないかと思うんですよ。それはすぐ相談されたらどうでしょうか。その上で、この中で2行ばかり記述があるんだけど、本市は都市型の産業構造の特徴を持っていると書かれてるんですよ。この都市型の産業構造というのは何のことを意味してるんですか。

○総合政策課長

この就労者数、それから産業別就労比較推移を見ていただきますとおり、農業を中心にした第一次産業のほうがとても少ない割合になっております。製造業を中心とします二次産業、それに続きまして三次産業ということで、サービス業が中心的に従事者数等々も多うございますことから、このような表現とさせていただいているところでございます。

○川上委員

農業等の第一次産業比率が低いと書けばいいじゃないですか。都市型の産業構造というのは、よくわかりません。わからないだけではなくて、このわずかな文字数の中に、今後、都市型に対することはなんですか。これにあてはまらないものについては、もう視野から消すということにもなってしまいかねない余計な言葉と思います。だから、事実だけ書けば、いいのではないかと。都市型の産業構造、意味がわかりません。都市型の別の言葉があるんですか。第三次産業がふえていけば都市型という意味でもないでしょう。これは安易な言葉の使い方によって、誤った誘導をする危険性があるので、こういう表現はしないほうがいいんじゃないかと思います。それで、いずれにしても農業等の第一次産業の比率が低いということなんですけど、私は現状指摘で言えば、低いだけでなく、減少の一途をたどっている。これが事実じゃないんですか。このままいけばまで書くかどうかは別ですけど、低いじゃなくて、加速度があるわけです。この認識を書き込むことについてはどうですか。

○農林振興課長

第一次産業でございます農業が特に盛んな農村部におきましては、都市部に先駆けて高齢化や人口減少が進行しております。そのため、農業従業者が高齢化、減少するとともに、集落を構成する人口も減少しているところでございます。また、農地の集約化や機械化による農作業の効率化が進んだため、農村から大量の余剰労働力が流出し続けていることも農業従業者が減少していく結果となっているかというふうに分析をしているところでございます。そのため、それを克服するために、今後主要な事業を展開していくということで、基本事業等におきまして計画をしているところでございます。

○川上委員

そこまで言うのであれば、やっぱり低下の一途をたどり、特別な対策がなければ、家族経営は崩壊すると。もうなりつつあるんだけど、そうすると、本当に本市にとっては深刻な事態になるので、その対策が重要だという流れにつながっていくように、認識をさらに深めた書き方をする必要があります。まちによっては、まちのど真ん中に、1人では引っこ抜けないような大根をつくるために市が補助金を出して、うちのまちの大根ですとあって、それで、何かまちのグレードアップじゃないけど、有名にして他の面でもよいことを獲得しようとしているまちもあるじゃないですか。第二次産業の比率の低下についても私は大変驚きました。2015年が出るとどういう数字になるのかなと思いますけども、この著しい低下について、要因は何であるのか。打開を目指すという意味では、要因を書いておくべきかと思いますが、その辺はどうでしょうか。

○産学振興課長

産業別就業者数の推移における第二次産業の低下の原因といたしましては、企業における工場の集約化、あるいは海外移転、また、オートメーション化の進展や長期化した景気低迷などから、市内製造業の事業所数から減少したこと。また、この景気低迷に伴いまして、雇用の減少や賃金の低下などが製造業の従業者数が低下していった要因ではないかと考えております。また、産業別就業者比率の推移での低下につきましては、先ほどのお答えに加えまして、特に平成以降の就業者の就業の動向につきまして、第一次産業あるいは第二次産業より、サービス業などの第三次産業への希望が強まったことや、ITや携帯電話等の情報産業、福祉、介護、医療、あるいは生活関連や娯楽などの新たな第三次産業が増加したことが要因であると考えております。

○川上委員

それを全部書くわけにいかないんでしょうけど、低下の要因についてもやはり述べておく必要があるんじゃないかと思うんですね。それから第三次産業、ピンクがふえているということなんですけども、これが相対的にふえているのについては、その中で就業者比率がふえていることについては、正規雇用と非正規雇用の動向が分かるようにする必要はあるんじゃないかと。問題意識は、先ほど社会的特性の中で、低所得層の広がり的问题、ワーキングプアの問題、述べた問題意識なんです。この分析して記述する必要があると思いますけども、いかがでしょうか。

○商工観光課長

当市におきましては、8ページの図6の表のとおり、第三次産業の比率は年々高くなっているところでございます。当市における雇用形態の状況を見ますと、本市全体の66.9%が正規の職員、従業員でございます。しかしながら、産業別に見ると第三次産業でございます宿泊業、飲食サービス業や生活関連サービス業、娯楽業などでは、正規の職員、従業員の割合が5割を下回っている状況でございますので、第3次産業での非正規職員、従業員の割合が他の産業に比べて、高い傾向があるようでございます。

○川上委員

全国的には若い世代で高いんですね。本市において第3次産業が既に5割というのは、相当程度、非正規雇用が全国レベルよりも高いというふうに推測することができます。それでこのことについて、産業構造というのであれば、問題意識を記述する必要があるのではないのか。これは記述したらどうですか、今おっしゃった点について。

○商工観光課長

基本計画の提出資料の44ページの部分において、記述をさせていただいております。その中の文言としては、「現在の就職支援に関する取り組みは、求職者の就業意識や労働能力を高め、就業へと結びつけられること重点が置かれていますが、支援が届かない求職者がいまだ多く、今後も就業支援対策の強化が重要となっております。」という表現で提出資料のほうに記載させていただいているところでございます。

○川上委員

だからここに書かなくてもいいという答弁ですか。

○商工観光課長

この中では表という形でとどめさせていただきたいと思っております。

○川上委員

私はやっぱり書いたほうが良いと思う。非正規雇用の状態にある方は若い世代と女性です。同一労働、同一賃金ということにかみ合う場合もあると思うんだけど、その場合は差別があるということなんです。同一労働、同一賃金でない場合は、それは差別ですよ。この差別

によって、今の日本の経済が支えられておったり、本市においてもそういう状況があるんだけど、ここを正規採用に切りかえることがもっと大きな勢いでできるならば、ここに未来があるじゃないですか。国の政策を変えることもさることながら、市自身が、ここに着目しておく必要があるという意味で、やはり変えたほうがいいと私は思います。

○委員長

次に、9ページから10ページ、財政の状況と財政見通しについてですね、どうぞ。

○川上委員

次は9ページ、10ページに「(7) 財政の状況と財政見通し」があります。9ページの財政の状況については間違いがあったということで、図7について正誤表が届きましたけど、そのところを説明してもらえますか。

○財政課長

この財政の状況でございますけども、正誤表をお渡しをしております。その中で正誤表の正のほうで、これにつきましては、資産のカーキ色で塗っている、依存財源の下に自主財源というのが、正のほうの右の下の四角枠にあります。その他というところがございます。これが色が間違っております、カーキ色であったということで、修正をさせていただいております。

○川上委員

書きにくいので、その他ということになっているんでしょうけれど、このその他というのは何のことですか。

○財政課長

その他につきましては、自主財源のうちの財産収入、寄付金、繰入金、繰越金、諸収入でございます。

○川上委員

かなり減っているのがわかるということですね。隣の10ページ、財政見通しは読ませていただきました。それで幾つか質問しますけれども、今からの質問は、この中から現状を読み取りたいという意味での質問です。市税の減少や普通交付税の減額の影響により、収入の伸びは見込めないという記述がありますけれども、普通交付税の見通しを具体的にお尋ねしたいと思います。

○財政課長

合併特例法によりまして、合併年度とそれに続く10年間は合併前の市町村がそのまま存在しているものとみなして計算した、いわゆるここで書いてありますように、合併算定替えという措置により、普通交付税が保障され、その後、5年間で保障額が逡減されるということになっております。本市の場合、平成18年度から平成27年度まで、10年間は合併算定替えの措置により、普通交付税が保障され、その後、平成28年度、本年度から5年間で保障額が逡減され、平成33年度から本来の普通交付税の額、いわゆる一本算定と申します、合併いたしました平成18年度の時点ではその保障額は約29億円とかなり大きな額でございましたが、その後、見直しが行われておまして、本年、平成28年度時点では約15億円までに圧縮されております。したがって、平成32年度までの5年間で今後約15億円が段階を追って逡減していくという見込みを立てているところでございます。

○川上委員

地方交付税のもともとの考え方は、基準需要額、住民が、憲法等で定めた幸福追求権とかあるんだけど、その住民サービスを受けるに必要な額があって、それに市の収入が足りない場合は、足りない分だけ国が支えなければならないということに法律上なっているわけです。今、財政課長がおっしゃった、合併していないものとみなすということに法律上なっているわけですが、みなしてプラスアルファをつけておりましたとかいうのは別の次元なんです。もともと合併する前、必要だった額と

いうのがあるわけです、合併しようとする前に。合併したら、それが少なくて済むという理屈は本来ないじゃないですか。そこに住民がいて、権利として住民サービスを受ける。それにかかる費用がある。これは変わらないですよ、本来、自動的には。だから算定替えとかいう発想そのものがいま一つかみ合わない。国と地方との関係では。あえてかみ合わせようとするれば、地方交付税を減らすために、地方に平成の大合併で押しつけたと言うほかはないわけです。しかし、国がやらないという場合はどうしたらいいかという、足りないから地方交付税率を引き上げてくださいということができるわけでしょう、法律上。国が足りない場合は税率を上げてでも、必要額は地方に交付しなければならないということになっていますよね。だから、今後普通交付税が必ず減額すると決めてしまうのは早計ではないかと思えますけど、どうでしょうか。

○財政課長

先ほど申し上げましたとおり、削減額は当初示されたよりもかなり、半分近くに圧縮されておりますけれども、今合併した市町村というのはやはり効率化を求めるということで国の制度でやっておりますので、私どもはそういった形で財政の、合併した団体については圧縮されていくというふうにはしていますが、これについても、かなりいろんな、今質問者がおっしゃいますように、合併してもそれほど効率化ができるどころとできないところがございまして、これまで見直されたんだろうというふうには思っておりますが、間違いなく減らされていくんだと、それがどれぐらい減らされていくかというのは、最初30億円近くが15億円になったわけですから、これから先まだわかりませんが、もう少し、2、3年見直しがあるというふうには言われておりますけども、減っていくものとして、財政運営をやっていかないといけないというふうには思っております。

○川上委員

そうですね。財政課としては少なく見積もってものを考えていくというのは当然と思うけども、一方で、宿命のように考えるのではなくて、必要なものを権利として、地方公共団体、地方自治体が国に要求していくということは非常に重要だという点は押さえておく必要があると思います。

次に、人件費、公債費は減少する一方で、扶助費、医療介護などの社会保障関連経費の増加が見込まれると書いてあります。そこで、これに関していくつか。公債費というのは、市が借りたお金の元金と利息の借金返しのことですが、この借金返し、公債費の減少は、具体的にどう展開が予想されますか。

○財政課長

平成27年11月、昨年11月に見直しました財政見直し、これにつきましては、平成32年度までは合併特例債を中心として、これだけではありませんが、大きな事業をやって来ておりまして、それを中心として起債を行っておりますことから、その起債を償還するための公債費、これにつきましては、かなりふえてまいるということで、そのピークを平成33年度というふうに見込んでおります。その後は償還も進んでまいりますことから、減少していくものと見通しております。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11：27

再 開 11：38

委員会を再開いたします。川上委員に発言を許します。

○川上委員

平成30年にピークを迎え、後には下るというのが、この公債費の減少のことだということ

でした。不安定要因としては、どういうことがあるのでしょうか。想定外の大型事業による、巨額の出費による借金を抱え込むとか、というようなことがなければということだと思います。一方で、国などの主導で借りかえができるというようなことになれば、この公債費の減少というのは、さらに減っていくのではないかとというふうにも思うので、固定的には考えられないけれども、そういう条件を見ておく必要があるだろうということですね。それから、合併債の償還にかかわることについては、どういう推移が予想されますか。

○財政課長

公債費の中で、合併特例債についてはウェイトが一番大きいということでございます。公債費につきましては、平成28年度以降は約60億円から約70億円で推移するとしておりまして、そのうち合併特例債分は約20億円前後で推移すると見込んでおります。

○川上委員

530億円くらいの合併債の枠を全部使おうということで、最初から全部使おうという方針できたわけですから、その影響がどのように出るかについては、当然考えがあったと思いますけれど、この合併債の償還にかかる公債費が普通交付税を圧迫し、そして、住民サービスのために使える額がその分だけ苦しくなるという事情をも押さえておく必要があると思います。それから、基金についてはどういう見通しか、お尋ねをします。

○財政課長

基金につきましては、財政見通しでは、平成27年度の146億2千万円、決算では154億1千万円をピークに減少していき、平成38年には、42億9千万円となりまして、その後、取り崩しがなくなり、若干増加していくものと見通しを立てているところでございます。

○川上委員

今おっしゃった金額は、財政調整基金と借金返済のための減債基金ということで、まあ両方も必要なきに、住民サービスのために基本的に使える可能性のあるお金ということになると思いますけれど、この2つを借金返済のために減っていくということになっていくんですけど、軟着陸地点、通常このくらいはという額は上回るようになっていきますか、下回るようになっていきますか。

○財政課長

財政見通しの前に、行革大綱をつくっております。そのときの目標値が、基金が64億円というのをキープしたいということでございましたが、それについてはちょっと難しいという、今、説明しましたように40億円まで下がってまいりますので、難しいという見通しを立てています。

○川上委員

その64億円というのは、飯塚市が根拠もなく立てただけの数字なんですよね。それで、通常、どのくらいが着地点になるわけですか。

○財政課長

今言われました根拠もなくということではありますが、これにつきましては、行財政改革の推進会議の中で、目標を立てたわけでございますが、この目標を立てた時期が、標準財政規模、これが320億円でございました。これの2割は残そうということでの基金の設定をしました。ただ、この2割というのはかなり多い基金の額で、実質を言うと、これが何割がいいとかいいうのはございません。ホームページ上いろいろ先進地を見ますと10%とかございます。市としては、できるだけ多めに持っておきたいという、何が起こるかわからないということで、目標設定したわけでございます。

○川上委員

地方自治体の場合は貯金は持ちすぎるとよくないわけです。地方自治体の場合は、何かあつ

たときは借金することができるようになってきているわけです。しかも、それは国が応援するようになってきているわけでしょう。だから、地方自治体はお金を貯めるだけ貯めて、何があるかわからない、何かあったときのためにお金を貯めなさいというルールはないわけです。だから、2割というのが大きいんだというふうに認められましたけれど、その辺のことが、財政の規律というか、ルールが守られないと、どうやって貯めていきますか、貯金は。借金して、つけかえて貯めるという方法もあろうし、それから、主には住民の負担などによっていくこともあるでしょうし、それから、特別に人口がふえたり、納税する法人がふえたりということもあるかもしれませんけれど。ですから、着地地点を今高く設定していて、64億としていて、設定で40億で、どうも24億足りないので、学校の跡地でも売り飛ばそうかと、むやみに。そういう発想になったらいけないわけです。何かあったときには、国の支援を得て、必要な借金をして、無理なく返していくということではいかないと、とにかく貯めておこうというのでは、ルールに反すると思います。ですから、そのことも本来は書いておいてもよいはずなんです。選択と集中の観点からというの、また出てきます。これは先ほど、福祉の増進という立場なんです。よってという答弁がありましたから、確認しております。「既存事業の見直しを図るとともに」というところがありますけれど、どういったことを考えておられるのか、事例を挙げて説明していただけますか。

○行財政改革推進課長

既存事業の見直しということになっておりますが、この計画においては、公共施設につきましては、具体的な見直しの方向を示しておりますが、それ以外の既存事業につきましては、この計画の中では言及いたしておりません。

○川上委員

いつ、どの事業が見直しにかけられるかは書いていませんということなただけれど、考えておるわけでしょう。どういうことを考えているか、説明をお願いします。

○行財政改革推進課長

ここで、いわゆる既存事業の見直しというのは、先ほども言いましたように、選択と集中というつながりの中から、既存の事業の見直しを図るということにしております。その選択と集中という方法につきましては、先ほどの答弁にございましたけれども、行政評価制度、いわゆる市民参画の行政評価制度、そういったものを考えながら既存事業の見直しを図っていくということでございます。

○川上委員

よくわかりません。わからないけど、あなた方、下に答えを書いているでしょう。「公共施設のあり方を検討し」と書いています。学校の統廃合を急速に進めていますけれど、跡施設がありますよね。土地も一緒だけれど。これはどういう検討の仕方を考えているんですか。

○行財政改革推進課長

効率的、効果的な公共施設等の維持管理を、というところの部分でございしますが、公共施設は、もちろん住民福祉を増進するための施設でございしますが、今後、人口が減少する中で全ての施設を維持し続けることは厳しい状況でございします。このような理由から、公共施設を今後30年間で延べ面積にして約20%削減することを目標とする基本方針を策定いたしております。現在、施設種別ごとに公共施設のあり方に関する第3次実施計画を策定しております。策定にあたりましては、施設の状態や利用状況、稼働率などの情報を公開し、その情報に基づく市としての最適化の方針を策定いたしております。公共施設につきましては、住民福祉の拠点であるということについては認識しておりますので、この計画策定過程におきましては、市民懇談会を開催し、市民の意見をお聞きしながら進めております。また、計画策定後におきましても、市民を含めた公共施設の外部評価を導入していくことも考えております。公共施設等

の見直しを行うに当たっては、市民参画を重要視していくということで、その効率的な、効果的な公共施設の維持管理を推進するというふうなことを進めていきたいというふうに思っております。

○川上委員

公共施設が住民サービスの拠点であり、それをどうするかについては、住民参加、住民合意が必要だということは認められたんですけど、最初に30%削減というのを、数字を言われたんですけど。この30%というのはどこから出てきたんですか。

○行財政改革推進課長

数字としては20%ということでございますけれども、この20%は、30年間で20%ということで、これは現状の今の人口の推計が約30年間で20%減少することと連動しております。

○川上委員

であるならば、今の発想は福祉の増進の拠点でありという視点とは矛盾しますよね。そこに福祉の拠点としての公共施設と求める住民の皆さんがいれば、効率が悪くても、良くても今まで維持したものですよ。それを新たにつくろうという話ではないわけでしょう、みなさんの場合は。20%削減すると。一律やみくもというやつですよ。こういう数字を、基本構想の中には入っていないと思うけども、そういう数字をつくろうというような行政評価だとか、連動した実用的な計画とかいうことになってくると、具合が悪い。やっぱり、言っていることと実際にやろうとすることが矛盾してるのではないかと。それについては、現瞬間も潤野小学校跡地の問題とか、穂波の公民館の問題とか、学校、公民館など公共施設について、住民の緊張関係が、今続いていると思うんだけど、先ほどおっしゃったわけですから、住民参加、住民合意、福祉の増進ということでやらなきゃいけないし、この中には、その立場を反映させないといけないというように思います。それから先ほどから、ここはそもそも財政見通しなのに、行革が入ってきているんですね。見出しが、②財政見通しなのに、行革が入ってきているわけです。ちょっと構成としてはパツとしないので、財政見通しと住民のための行財政改革とかいうふうに書いてもいいんじゃないかなというふうに、あるいは住民福祉の増進のための行財政改革と書くと、なおいと思いますけど。それで、財政見通しについて、私は、収入が減る減るというけれども、それはそればかりではないんじゃないかと。その減るという、そういうとこれだけ減るというけど、もう少し緩和されるかもしれませんという答弁がありましたけど、収入については国の責任も大きいわけですが、他のことも市税だとか、そういうこと含めて、もう少し厳しくなるという側面で見っておかないといけないけども、住民を犠牲にする方法でない財源獲得についても展望を残すような記述があるんじゃないか。こうすれば厳しいんだけど、こうすれば地方財政というか、飯塚市の財政についても展望があるよということ、書ききるかどうかというところにこの10カ年計画の値打ちがあるんじゃないですか。厳しいから縮小して撤退戦をとということじゃなくて、厳しいんだけど、こういう点での展望というのはあるんだと。それに向かってみんなで力を合わせて頑張っていこうというふうに、株式会社は言うんじゃないんですか。地方自治体の場合は違う言い方です。それは、みなさんがここに最初から書いてるように、人が輝きという呼びかけがあるじゃないですか。安心して住み続けられるまち、安心福祉のまちづくりでがんばろうということによって、財政も展望が切り開かれるんじゃないか。土地を売るとか、そういう手法あるかもしれないけど、それは小さな話じゃないですか。この質問を終わります。

続いて、12ページに「社会潮流の変化と飯塚市の主要課題」と書いてあります。1は、人口減少と少子高齢化の進展なんですけども、中ほどに、本市においてもというくだりがありますけども、ここはもう少し大事なことを書いてるのでわかりやすくするといいいかなという印

象があります。それは言った上で、12ページは(3)です。人権課題への対応と価値観の多様化と。その対応というのが、どうにも受け身というか、ちょっと変なんです。後ろで出てくる、20ページで出てきますよね。「3 まちづくりの基本理念と政策分野」と。「(1)人権を大切にする市民協働のまち」、「①人権・市民参画」というのがあるんですけど、これと比べると人権課題への対応というのは、ちょっとパツとしない感じですね。もう少し前向き、大事な課題だからいけないのかということを行った上で、「我が国において同和問題をはじめ」と書いてあります。この「同和問題をはじめ」というのは、「我が国において」となっているわけですよね。「我が国において、同和問題をはじめ」というのは、どうしてこういう「同和問題をはじめ」を記述しておるのか、お尋ねします。

○人権同和政策課長

ここの記述につきましては、同和問題、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人等のさまざまな人権問題の教育、啓発を計画的に推進していることから、どれを特別にするということではなく、市民一人一人の人権が真に尊重される差別のないまちづくりに努めているところでございます。なお、県の実施計画においても同和問題が1番目になっております。

○川上委員

福岡県のことは聞いてないですよ。「我が国においては」と書いているでしょう。何で「我が国において同和問題をはじめ」と書いておるのかと聞いておるわけですよ。あなたは、同和問題をはじめでなくてよいという答弁を今したんですよ。特別に同和問題がというわけではありませんと言ったでしょう。そうしたら、思っていないことをここに書いているという答弁なんです。同和問題をはじめというふうに思っていないという答弁をしたんだから、でも書いてると。なぜ書いたのと、福岡県が書いているからですよという答弁したんですよ。違いますかね。

○人権同和政策課長

国の基本計画と飯塚とちょっと違うところの考え方ですけど、自治体によって課題等がさまざまあると思いますので、そういうことから「同和問題をはじめ」ということで記述しております。

○川上委員

あなたはさっき、同和問題をはじめということの意味してませんと言ったんですよ。でも書いてます。なぜですかと。福岡県が書いてるからですよというように聞こえる答弁をした。今度は、違うことを言ったんですよ。各自治体でそれぞれ条件が違うじゃないですかということを行っているわけですよ。でも、ここには、「我が国において」と書いているんですよ。本市においてはとか、どこそこの自治体においてはとか書いてないです。我が国はというと、我が国の日本のことでしょうか。全国のことでしょうか。あなたが今答弁したことはこの文言との関係でも矛盾がないですか。

○企画調整部長

申しわけございません。ここの表記につきましては、見ていただいたらわかりますとおり、我が国の人権問題に関する状況及び世界各地での状況を表記させていただいておりまして、いま担当課長は本市のことを答弁させていただきましたけども、表記としましては、タイトルが「社会潮流の変化と飯塚市の主要課題」でございますので、ここにつきましては、国の人権問題及び社会及び国際情勢についての表記をさせていただいております。

○川上委員

市執行部の内部で意見が調整されていないと、一致してないということですね。そういうものを書き込んで、10年間市政運営の基本とするということは、妥当かどうか考えてみたらわかることです。我が国においてというふうに言うならば、多くの自治体で同和問題とか存在し

てないんですよ、我が国においては。多くの自治体、多くの地域で同和問題とかそもそも存在してないわけ、違いますか。

○企画調整部長

同和問題が存在してないということとはございません。これは国の指針及び国の計画においても、その存在を確認した上で指針、計画ができておりますので、ないという解釈はできかねると思います。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 12:04

再 開 13:05

委員会を再開いたします。川上議員に発言を許します。

○川上委員

「我が国において」という文章になっているということと、それから説明の中で、自治体あるいは地域ごとの特性というようなことも言われました。それで、そういうふうにするならば、もともと同和問題が存在しない地域が、あるいは自治体があったというふうに指摘したわけです。もともと国においても、同和問題があったというところでも、多年にわたる努力によって基本的に解消したということで、対策事業も終了して久しいわけです。県がそのように書いているというふうに言われますけど、国は人権に関する文書をいくつも出してありますけれども、この中でも、同和問題、部落問題というのは、先頭切って書くような状況に今ないわけです。現実的には、考えてみてください。今、人権の問題、差別の問題でいえば、女性にかかわることです。しかも、職場における問題が大きいわけです。職場においては正規と非正規の差別もあり、その被害を多く被っているのは、女性と若い人たちなんです。それから、ここに記述がありませんけれども、性的マイノリティの人たちに対する差別も指摘されなければならないところなんです。そういう意味では、「我が国において」というふうに書くについても、この「同和問題をはじめ」というのは極めて不適切なんです。あなた方の、「同和問題をはじめ」と書くことによって、この10年間の本市のさまざまな矛盾に満ちた同和対策行政が覆い隠されて、しかも今後10年間も継続していくぞというところになっていくわけですね。例えば基本計画の中であなた方は人権啓発の名によって、啓発研修への市民の参加目標を具体的に掲げて、その目標の達成にさまざまなことをしようとしているわけですね。この啓発研修について目標を持つことが、市民の内心の自由を侵しかねない問題だということは、10年前から指摘しています。現実には、あなた方の評価と違うかもしれないけれども、私の把握している中では事実上の強制が働いている。そういう問題があります。しかも、この啓発というのを、飯塚市自身がやらなくて、もともとは特定の団体である部落解放同盟の方針でつくったNPOに委託をしているわけです。委託料についても、この間相当な規模ですよ。何億円にも上る。その大半は人件費ですよ。部落解放同盟の幹部と、それに賛同する人たちの人件費に、人権啓発委託料の名によって何億円も投入されている。こういうゆがんだ行政の仕組みづくりに、この「同和問題をはじめ」というふうに記述することがつながっていくんじゃないですか。答弁を求めます。

○企画調整部長

先ほど担当課長が説明しましたが、「同和問題をはじめ」というところが冒頭に来ているというところでございませうけれども、確かに質問委員が言われますように、国の計画では女性、子ども、高齢者、障がい者の後にこの問題が来ておりますけれども、福岡県におきましては、これも質問委員が言われますように、福岡という一つの特異性もございませうけれども、「同和問題をはじめ」というような形で5番目の項目が1項目に来ております。そういった意味で、それを受けまして、本市の実施計画も出してありますので、そこの表記を引用したまで

でございまして、それが先頭きって同和問題をどうのこうのというような、その意図があつての表記ではございませんので、ご理解いただきたいと思ひます。

○川上委員

自分で答弁してておかしいと思うでしょう。ここ福岡県においてはって書いてないでしょう。こういうふうになると、例えば、この間10年間振り返ってみて、先ほど言った問題以外にも従来は、穂波を除いては部落解放同盟自身の運営していた解放子ども会が、旧穂波と同じように、今飯塚市自身が直営で開放子ども会事業をやってるわけです。平成25年4月10日付で齊藤市長名で告示が出されて、実施要領を次のように定めると。こういう子どもたちの世界に大人の論理を持ち込んで、不当に子どもを差別してるわけですよ。今、大人と言ったけれども市が直営でやってるわけだから、飯塚市が子どもを差別してるわけです。このようなことが基本計画の中からは出ないのは明らかです。この10年間の第1次総合計画の中で生じたこうした問題について、これから10年間、人権を尊重し、差別を無くしていこうとかいうあなた方が、差別を温存し、そしてそれを理由にして特定の勢力に委託料の名によって人件費を出したり、活動費を出したりするというのはおかしいんじゃないか、ゆがみ過ぎじゃないかと思うんですよ。そういった点からいっても、今後の10年間のこと考えても、この「同和問題をはじめ」とするという表記については改めるべきじゃないかと思うけど、どうですか。

○企画調整部長

質問委員の言われる趣旨は、もう以前からお聞きしておりますので、重々理解をいたしておりますけれども、先ほども言いましたように、基本的には国の計画及びその下につきます県の指針、計画、それに従って本市の人権教育啓発実施計画を立てておりますので、その表記を、ここで表記をさせていただいておりますので、そのところをご理解いただきたいと思ひます。

○川上委員

だから国の表記と違うと言ってるでしょ。あなたも認めたわけですよ。何が残るんですか。ここにこだわる意味として。福岡県という言葉が残るでしょう。言わないけど部落解放同盟という言葉が残りますよ。この2つの力によってね、あなた方はこの同和問題を始めとするということにこだわり続けてるわけです。今後10年間さらにやりましようっていうと、どうなってくるんですか。今、国が認め、市も認めて、市営住宅、同和特定目的住宅ないですよ。ないでしょう。わからない。ないでしょう。ありますか。

○委員長

暫時休憩します。

休 憩 13:07

再 開 13:08

委員会を再開します。

○人権同和政策課長

所管してませんので、わかりません。すいません。

○川上委員

人権同和政策課長がわからないというふうにいってるわけね——。(発言する者あり)わかるわけ。わからないんでしょう。人権同和政策課長が、同和特定目的住宅があるかどうかわからないと言っているわけですよ。事実はね、ないんです。地域改善の特定目的のものはないんです。ないんだけど、昔、同和特定目的住宅であったところへの入居については、地域の皆さんの推薦ではなくって、部落解放同盟の推薦によってしか入居ができない状態になっているわけです。だからこの10年間に、10年前からも国土交通省はだめと言ってただけで、それが廃止になったのに、飯塚市はなお地域の方ではなくて、部落解放同盟の推薦によってしか入居を認めないということが続けてるわけです。福岡県と部落解放同盟ともう一つ出てきたでし

よ。飯塚市というのが。私は同和対策施設条例廃止して、どうしても必要というものについては一般条例にするべきだと、例えば飯塚市納骨堂条例だとか、飯塚市農機具保管庫条例だとか、農業共同作業所条例だとか、地域で必要とするものがどうしてもあって、地域に渡せないって状況のもとでは、暫定的にそういうことあるでしょうと言いました。皆さんは、仕事をしないで、仕事しない一方で、どういうことかという、同和対策施設条例には別表があって、施設名と所在地が全部書いてあるでしょ。ですから、あなた方が差別をなくそうというふうに言っているのに、解放同盟と一体となって、この特定地域名を今なお条例の中で公式にうたいこんでいるという現実を、もう何年続けていますか。そして、このことを指摘したのに対しては、インターネットでは見れないようにしていますと。別表出てきませんよ。一体何ですか、これは。これが人権を大事にし、差別をなくしていこうというふうに言っている勢力、福岡県、それから解放同盟、飯塚市のやることなんですか。解放同盟が一番にこういう施設名とか所在地とか残しているのかというふうに言わないといけません。あなた方から多額の補助金を受け取って、同和行政の補完行為を行うとか言いながら、やってることは差別の温存と、そのために自分たちが必要だということを言い続けてるだけじゃないんですか。そのためにこの「同和問題をはじめ」というのがこれから先10年間押し込まれようとしている。そのためにこの8文字が押し込まれてるんじゃないんですか。重ねてお尋ねします。

○企画調整部長

先ほど1点、条例のご指摘を受けております。たしかに質問委員が言われる趣旨、十分理解した上で、その方向でできるだけ検討させていただいて、検討いたしておりますし、できるだけ早い回答をさせていただきたいと思っております。繰り返しになりますけども、この8文字の表記につきましては、そういった意図があつての表記ではございませんで、先ほどから繰り返しになりますけども、この下部の実施計画として本市が策定しております人権教育啓発推進計画の表記をそのままここであらわしたものでございまして、そういった趣旨を含めてここで表記してある、質問議員が言われる趣旨で順番をこういったことを強くというようなことは、他意はございませんので、ご理解いただきたいというふうに思っています。

○川上委員

ですからね、あなた方の人権、それから差別に対する認識がこの程度だということを示すだけではなくて、それを、今後の飯塚市政運営をそれによって拘束しようとしているところに大きな問題があるということ強く指摘しておきたいと思っております。

次は14ページですけれども、「(6) 地方分権の進展」ということがあります。平成12年、地方分権一括法のことですけれども、先ほど理念的な問題については既に述べたんですけれども、この中に、地域間競争という言葉がないですね。この10年間、市はさまざまな分野で地域間競争で打ち勝つとか、不穏なことをずっと言ってきたんですよ。私は、競争ではなくて、自治体間の協力、協働、連携がこの地域にとっては重要だと。だから、鯉田工業団地と上頓野の工業団地で競争するようなことでなくて、他にあるでしょうと、福祉の競争しましょうよという提案をしたこともありますけど、地域間競争という言葉が出てこないのはどういう事情ですか。

○総合政策課長

この現状と課題の部分につきましては、ご指摘ございました地方分権、平成12年当時には、そういった形の競争という言葉が広く使われておったところでございまして。この表記につきましても、先の附属機関でございます総合計画審議会におきましても議論がなされまして、これからの時代においては、人口減少、高齢化社会が進んでいく中で、それぞれ特長を持った広域の視点の中で協力していくべきであろうとのご意見、数多く出まして、その中で答申の段階でもこのような表記ということで、地域間競争という言葉が、前回の第1次にはございましてけれ

ども、そういったものが削除されてきたという経過でございます。

○川上委員

この地域間競争というのはよく考えてみると、道州制という草案がありましたね。地方分権、それから道州制、それから平成の大合併、地域間競争、これはセットなんですよ。この10年間はこの地域間競争がよかったけども、今後はうまくないでしょうということでもいいのかということなんです。10年前からこの地域間競争というスローガンが、考え方がどだい失敗しておったのではないかというふうに私は言いたいわけですね。それで、今回この項の一番最後の締めくくりの行なんですけれども、「このため」というところがありますけれども、これまで以上に市民ニーズに迅速かつ的確に対応しながら、地域がみずからの発想と創意工夫により「課題解決を図るとともに」と、非常にですね。「近隣市町と連携し、広域的な視点を持って地方創生に取り組む必要がある。」と、この地方創生とかいうのはやり言葉についていくところに問題があるわけです。やはり言葉には気をつけないといけない。これ大事なことなんだけど、私は旧自治体ごとに幾つも原則を持って地域住民と約束してきたことがたくさんあると思います。それを、合併協定項目だってやぶったぐらいだから、あとは何でもやぶれるというふうにならないで、住民との約束をきちんと大事にしていくというふうにしてもらいたいと思うんですよ。清掃工場の問題があらうかと思います。目尾、吉北地域、あるいは小竹の皆さんとの約束ごととか大事にしないと、市政の根幹にかかわることになるとと思いますので、それは指摘して終わりたいと思います。

○委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

○上野委員

すいません、通告外で。1個だけ教えてください。今12ページ、「3 人権課題への対応と価値観の多様化」についていろいろ質疑があっておったんですが、国会でこの12月9日だったと思うんですが、成立した法律があります。どのような政党が提案して、どのような名称の法律が制定されたのかご紹介だけお願いします。

○人権同和政策課長

法律は部落差別解消推進法で、内容につきましては――。自民党、民進党、公明党が提案しています。

○委員長

他に質疑はないですか。

(な し)

他に質疑がないようですから、「第I編 序論」についての質疑を終結いたします。

次に、「第II編 基本構想」について、19ページから25ページまでの質疑を許します。まず、質問事項一覧表に記載されています20ページ、「3 まちづくりの基本理念と政策分野 (1) 人権を大切に作る市民協働のまち」について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

20ページの「まちづくりの基本理念と政策分野」中の「(1) 人権を大切に作る市民協働のまち」について、お尋ねをしますが、この基本構想に入るんですけど、この「人がかがやき まちが飛躍する 住みたいまち 住み続けたいまち ～共に創り 未来につなぐ 幸せ実感都市 いづか～」、非常にいいと思います。私は、誰もが安心して穏やかに住み続けられるまちづくり、安心福祉のまちづくりというふうに言っておりますけど、大いにかみ合うところがあると思います。先ほど言ったように、この表題のとおり、この中身がなっているかというのが問われてくるんですけど、その点で、この「①人権・市民参画」というのは、私は、基本的人権の尊重というのは憲法三原則の中心部分の一つであり、憲法の30条に及ぶ中で、人権規定が

あつて、とりわけ憲法13条においては個人の尊重というのが明らかにされている。その流れで、この基本的人権の尊重という言葉を読むなら、非常に意義のある大きな、意義のある文言だというふうに思うんです。質問は、この項の20ページの一番最後の言葉なんです。「自主自立した協働のまちを目指します。」というのがよくわからないので、説明をお願いします。

○まちづくり推進課長

「自主自立した協働のまち」の趣旨につきましては、まず、協働とは同じ目的のため対等の立場で協力してともに働くことを意味しております。昨今の市民ニーズの多様化に伴う地域課題に対し、全て行政が対応することが困難な状況になっている中で、本市におきましては、まちづくりを推進する上において、市と対等な立場でお互いを補完し得るような組織が必要と考えております。そのため、市内12地区にまちづくり協議会を設置し、その活動を積極的に支援することで、自主自立した組織に成長し、それぞれの役割分担を理解し合いながら、地域のことは地域で解決できるようになることを目指しており、そのことを「自主自立した協働のまち」という表記で記載をしているところでございます。

○川上委員

自主自立したというのはどういう意味ですか。協働の説明はあったけど。お互いに手を携えてがんばりましょうという感じなんですね。自主自立というのはどういうことですか。

○まちづくり推進課長

先ほど申しましたまちづくり協議会等におきまして、みずからが財政的、それから組織的にもひとり立ちできるようになるということを意味しております。

○川上委員

まちづくり協議会などが自主自立というわけですか。まちづくり協議会以外は何があるんですか。「など」というふうに言うけど。

○まちづくり推進課長

まちづくり協議会の中には各種の団体が参画をされておりますので、まちづくり協議会などという表現をさせていただいたところでございます。

○川上委員

まちづくり協議会のことを言ってるわけですか。

○まちづくり推進課長

そのとおりでございます。

○川上委員

そうしたら、ここの日本語は完成してないですね。まちづくり協議会という単語がまずないでしょう。今答弁があったことは文書に表現されてないですね。どうですか。

○総合政策課長

この基本理念、基本構想の部分につきましては、今ご指摘の20ページのところで申し上げますと、下から4行目になりますけれども、市民参画という視点の中では、当然、市民、各種団体NPO事業等、この「等」といったところにも、当然まちづくり協議会でありますとか、あるいは各種団体で行ったところにも、まちづくり協議会という組織も含まれるという形の中で、この総合計画全体といたしましては、市民協働のまちづくりといった中に、申し上げました市民であり、NPOであり、各種団体、まちづくり協議会等が含まれるということで整理をさせていただいてるところでございます。19ページのほうにも、イラストで若干表現させていただいておりますけれども、この点につきましても、いろいろ附属機関である審議会の中でも、活発な議論がなされたところでございまして、このような表現で答申もいただいております。

○川上委員

まちづくり協議会はどこから出てくるわけですか、そうしたら。さっきの答弁のあった。

○まちづくり推進課長

まちづくり協議会につきましては、基本計画の15ページに記載をさせていただいております。

○川上委員

私は、地方自治体というのは、ここにイラストの中に気軽に書いてるけど、行政が小さく丸に入っているでしょう。こんなことがあなた方の頭の中にあるようだと、ちょっと心配ですよ。地方自治体というのは、こうなっているのではないんですか。地方自治法とか読んだことあるでしょう。そうしたらわかるじゃないですか、行政の役割というのが。議会の役割もわかるでしょう。この漫画のようにはなってないでしょう。地方自治体、行政の強力な役割があるわけですよ。そのために税金を払っているわけでしょう。正しく税金を使って、住民の幸せのために使ってもらいたいと。まともに使っているかどうかは議会が監視機関として、自分がもう一つ代表を選ぶからチェックさせるという、二元代表制の仕組みではないですか。このようにならないでしょう。だから、自主自立した協働のまちを目指しますという言葉の中に飯塚市は撤退しますと、皆さんが、お金も少しあげるから自分たちで考えてくれと。でも公共施設は20%削減するからみたいなことではだめなんですよ。だから、この言葉のなかには、はやっている言葉かどうか知りませんが、極めて危険な要素があるのではないかと思いますけど。飯塚市自治体が責任を放棄するものではないというふうに言えますか。

○総合政策課長

今回、この基本構想を策定するに当たりましては、午前中に質問委員からもご指摘がございました地方公共団体の役割ということでのご指摘もあってございます。住民福祉の増進に努めるところとあわせて、当然のことながら、地方自治の本旨ということがございまして、住民自治、団体自治ということで、地方自治の位置づけづけてあるところとございまして。そういった中で、当初、最初のご質問、ご指摘の中にございましたとおり、地方公共団体の役割としての住民福祉の増進というのは、基本的に基本とすべき運営の全てにおいて基礎となる部分だと、認識をいたしております。その中でやはりまちづくりを今後進めていくと、先ほど人口減少、地方創生というお話もございましたけれども、やはりそこには地域の方の、市民の方の役割、力というものが必要になってくるという位置づけで、この自主自立という表現をさせていただいたところでございます。

○川上委員

そうであれば、ここは先ほど言われたかな。そうであれば、ここで使う言葉は自主自立とかそういう言葉ではなくて、住民自治ですよ。地方自治と住民自治、この2つの言葉が、この内容を支えていくと思います。この2つの言葉は基本となるもので、自主とか自立とかは今後10年間皆さんが役所を卒業しておられなくなったときでも生きていくんですよ。自主自立だと、さまざまな思惑というか、歪みを生じる危険性があると私は思います。ですから、これはやめて、住民自治に変えたらどうかと思います。

それから続けて22ページ、「(4) やさしさと豊かな心が育つまち」と、「①教育・文化」ということになっています。私の読み方は、憲法の理念は主権在民、国民が主人公でしょう。それから恒久平和でしょう。基本的人権の尊重なんですよ。あなた方がこの中に取り込もうと努力している姿は、先ほどもいったようによくわかるんですけど、ここだけは逆立ちしてないかと。子どものこと書いているんですけど、まちづくりの基本は人づくりですと、その礎となる子どもの健やかな成長ときてるわけですよ。逆立ちしてると思います。まず、国民があり、住民があり、子どもがあって、そして、その幸せだとか、健やかな成長が、人が輝きと書いているじゃないですか、最初に。まちが飛躍から入っていないでしょう。人が輝きから入っているで

しょう。それから言えば、ここは逆転現象、文章としては。ですから、せめてこの文書を生かすとしても、「まちづくりの」から「礎となる」までのこの何文字かを削除し、「子どもの健やかな成長は」から入ったほうが、皆さんの考え方にはマッチしているんじゃないかというふうに思いますが、どうでしょうか。

○総合政策課長

ご指摘の基本理念の4番についてでございますけれども、20ページでございますとおり、まちづくりの基本理念として5つ整理をさせていただいております。その中の1つといたしまして、やさしさと豊かさの心が育つ、そういったまちをつくっていききたいということで、この部分については、表題といたしましては、「教育・文化」ということでまとめさせていただいております。この「教育・文化」につきましては、当然のことながら、子ども、それから、大人、生涯学習、スポーツ面、いろんな全ての教育文化にかかわる部門ということで整理をさせていただいております。この地域課題に対する解決を行っていくというのは、もちろん当然のことながら人ということがキーワードになるかと思っております。そういった中で、全体の人という位置づけの中で、まちづくりの基本は人づくりというふうな冒頭に整理をさせていただいたという表現になっておりますので、この部分については、教育だけではなく、このやさしさと豊かさが心が育つまちづくりということを念頭においておるところでございますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

○川上委員

私の感想としては、私が言っているくらいのことわからず、そして言い逃れる姿勢というのはやっぱりいただけないなというところですね。そういう意味では、首尾一貫してないですよ。入り口と中ほどは。どうしてこういうことになるのかを私は考えるんですよ。ようやくいいことを言って、入り口に入っているのに、私からすれば、つじつまの合わないことを書いて指摘される。居直る。絶対変えないと頑張る。何でそんなことなのかなと思うわけです。やっぱり入り口とか、基本理念のところでの自分たちが掲げた基本理念についての深い理解とか確信がない。「同和問題をはじめ」も同じですよ。これは重ねて検討してきてもらいたいと思えます。削除したほうがいいと思えます。次は、都市基盤、生活基盤の問題ですけども、①ですね。いろいろと書いてあります。この中で私は、先ほどから農業のこととか、周辺部というか、中山間地のこととか、それから街なかの限界集落ではないけど、このままでは消えるかもしれない自治会の問題などを言いましたけど、それを打開する上では、この公共交通の利便性を高めるなど書いてありますけど、ここはこれがあっていいと思えます。もう決定的だと思います。それで、どのようなことを考えているかお尋ねしたいと思えますが。

○商工観光課長

どのようなことを考えているかということですが、スタンスといたしましては、公共交通とは、鉄道や民間バスなどの民間交通事業者も含めたものであることから、生活交通であります鉄道や民間バス路線といった、民間公共事業を維持していくことも地域住民の方への利便性の確保であるという考え方を持っております。また、市の行うコミュニティ交通につきましては、民間交通事業者を補完するものであると考えております。民間事業者と共存しながら結節点を強化し、また、バス停から離れたところにお住まいの方たちにも利用していただけるよう、デマンド型の予約タクシーを運行しているところであります。地域住民団体からのご意見やご要望を収集し、改善していくことで、利便性を高めたいと考えております。

○川上委員

午前中、人口の問題でお尋ねしました。筑穂、穎田などが相当な勢いで人口が減っている。しかもこれ5年間ですからね。地域の存続が危ぶまれるところもいくつもあるというところも説明がありました。こうした中で、この10年間合併前と比べて、公共交通は便利になったと

いう認識でいるのか、それとも、公共交通は不便になったというふうに考えてるのか、大事なところだと思うんですよ。その認識はいかがですか。

○商工観光課長

今3年間の実証試験を踏まえました後に、いろいろな課題はございまして、課題を整理した後にコミュニティ交通と予約乗合タクシーの併用によるコミュニティ交通ということを実践しておりまして、徐々に利用者もふえておりますことから、徐々に利便性は高まってきているものと認識はしております。

○川上委員

課長の公共交通のここの文字の読み方が少し狭いんじゃないですか。後読んでみてください。鉄道のこととか、公共交通だから、コミバスのこととコミバスのことだけ言ってるんですか、これ。公共交通全般についてのことを言ってるわけじゃないんですか。どうですか、ここの文章は。

○商工観光課長

質問委員の言われますとおり、たしかにバス以外にも鉄道、民間バス路線ということも含まれたところとございまして、これらの結節点を強化しているということで、利便性が高まっているということで認識しております。

○川上委員

九郎原で、昼間は普通列車が通過するとか、そういう問題もありますけど、社会的特性の問題で福岡、北九州の都市圏との連携のこととか書いてるでしょう。アクセスがよいと書いてるわけじゃないですか。先ほど言ったような問題があったとしても、電化が進み、鉄道はアクセスよくなってわけでしょ。201号バイパスができて、かなり今危険な状態になってますけど、改善すればどうなるかと思いますが、そういうことになってるわけです。そういう中で、そこにアクセスする必要がある人、それから、できる力のある人はものすごく便利ですよ。ところが、そこにアクセスする必要のない方、高齢者とか、しかも旧飯塚にもありますけども、旧町の中山間地域にお住まいの方々の利便性がどうなったかというのは、一目瞭然でしょう。よくなったと考えるのは、市役所の一部ぐらいじゃないんですか。公共交通全体としてどうしていくのかというのを、真剣に考えることが必要だというふうに思います。

それから②の自然環境のことです。自然環境は、市民アンケートにもありますように、飯塚市のすぐれた魅力あるところの4つのうちの1つですね。守らなきゃならないってこと書いてるんですけど、ここで、ちょっとお尋ねしたいことが最近できたんですけど、基本計画のほうの71ページ③に、「自然環境保全活動の推進」と書いて、「安全な生活環境を守るため、市民と連携し、自然環境に重大な影響を及ぼす事業活動の防止に努め、自然環境の保全を図ります。」と書いてます。共産党の宮嶋つや子議員が、一般質問で、白旗山の周辺における一条工務店と悠悠ホームの乱開発について質問する中で、この「自然環境の保全を図ります。」という決意があるんだけど、この2つの会社の乱開発については該当しますかと聞いたでしょ。そしたら市民環境部長が、私の聞き間違いでなければ、実はこの言葉は環境保全条例の中からとりましたと、環境保全条例では、違法でないものについては止められませんと。そらそうですよね。違法でないものは止められないって言ったの。そうするとね、だから、とくるわけですよ。だから上位計画である、これに該当しないというふうに答弁された。ここにはね、先ほど言ったとおり、読み上げたとおりであり、違法であるとか、違法でないとか書いてないじゃないですか。齊藤市長は、過去に住民にとって非常に危険なものであるならばやめてくださいと言っていかなければならないというふうにも私に答弁されましたよね。その精神はここにも反映してるんじゃないんですか。ところが、これが上位計画なのに、自然環境保全条例というのは、もともととそういうものですよ。違法というのは別の問題だから、合法が前提なんです。自然環境保全

条例のスタートというものは、合法の中で、どう住民と事業者の間に折り合いをつけていくか、飯塚市が見守りましょうっていうことなんですよ。だから、自然環境保全条例は、これに該当するかどうかというふうに聞かれたときには関係がないんじゃないですか。これは上位計画、基本計画の理解が不足してるんじゃないかと思うけど、どう思われますか。

○環境整備課長

ここに、「安全な生活環境を守るため市民と連携し、自然環境に重大な影響を及ぼす事業活動の防止に努め、自然環境の保全を図ります。」というふうに記載をしております。まず、事案に対しましては、関係法令に基づきまして対応をいたします。ここでいう「自然環境に重大な影響を及ぼす事業活動」というのは、法令に基づかないものというふうに理解をしております。この文言につきましては、今委員言われましたとおり、条例の目的のところの文言を引用して作成したものでございますけれども、これにつきましては、当初の原案にはございませんでしたけれども、審議会の委員からの記載を求める意見、それから市民からのメガソーラーに関する意見など出されましたので、それに基づき内部で検討を行った結果この記載が必要だということで、今回このように基本計画の中に盛り込んだところでございます。

○川上委員

私の質問には答えてないでしょう。なぜこれが入ったかはわかりました。しかし、とりもなおさず、これを書いた飯塚市がこれについての理解ができてないんじゃないかということを知っているわけですよ。この基本計画で書いていることの意味がわかってないんじゃないのかということを知っているんですよ。

○環境整備課長

この総合計画につきましては、市の最上位計画であるということは認識をしております。そういう自然環境を保全していく上で、やはり照らして、まず合法的なものであるかという判断をして、合法的でないものに対しましては、それに対する事業の中止を求めていくということは、難しいと思っております。ですから、まず第一に法令に基づいた判断が必要だということと考えております。

○川上委員

それは法律の問題です。この基本構想、それから基本計画というのは、飯塚市の決意の表明なんですよ。そのことと法律違反だとか、法律違反じゃないとかいうのは別の次元じゃないですか。関係はありますよ。法律違反ならもう論外でしょう。法律違反であろうとなかろうと、飯塚市は、齊藤市長の言葉を借りれば、非常に危険なものであればやめてもらいたいということなんですよ。法律違反だろうとなかろうと。それはもう、法律違反でないならば、あとで法律違反にするわけにいかないから頼むしかないでしょう。法律違反じゃないかもしれないけども、飯塚市はこういう計画を持っていると、こういう決意を既に表明していると、ここは無理ですということという決意表明の文書なんです。だから、都市マスタープランで緑地保全地域としているので、その他のことも入れて、地元のまちづくり方針と整合性が図られていないって言うてるんだけど、福岡県知事が一条の開発計画については林地開発許可したでしょ。この事実がずっと残っていくわけです。飯塚市がどれだけ立派な基本計画つくっても、福岡県知事は尊重しないと、法律に基づいて粛々というふうには言っていないと思うけど、許可しましたと。何か問題がありますか、法律上何の問題のないですよっていうのが福岡県の今の態度でしょう。でも、ここで住んで、暮らして、その住民の福祉だとか安全とか、責任を負う市長、飯塚市としては大問題ですよ。その決意表明を、今あなた方は基本計画策定によってしようとしているわけです。自分たちが書いている言葉の意味が、やっぱり深く受け止めないと。ということ指摘しておきたいと思います。

○委員長

最後の質問です。質問通告25ページ、「第3章 基本方針」。

○川上委員

いろいろ質問してまいりました。先ほど、私が言葉の使い方の中で、「同和問題とか」というふうに言ったと思います。筑豊弁と思って、受け止めてもらいたいところもあるんだけど、「とか」の表現の中には、誤解を招くところがあるかと思いますが、「とか」という言葉については撤回したいと思います。

それにしても、午前中から質問し、丁寧に答弁もしてもらったんですけども、この第3章の将来都市構造というところでは、結論が、基本方針として末尾の3行に集約されていていくわけです。一言で言えば、「拠点連携型の都市を目指します。」ということなんです。この拠点連携型というのは、読んでみると、福岡と北九州と飯塚ですよとか、そういうこと書いてないんですよ。これ内部的なことです、飯塚市内部で。中山間地であろうと、それから、まちなかで空洞化が進んでる地域であろうと、どこに住んでいても飯塚市民は安心して福祉が受けられ、サービスを受けられて、この街で子どもを育て、孫を育てて人生を全うできる、そういうようなまちづくりに邁進するというふうになってないかと心配するわけです。1番で効率的で持続可能な都市経営の観点を踏まえながら。自治体には、やっぱり効率的でないことというのはあるわけですよ。人が住んでるわけだから。そこのところをどう折り合いをつけていくかというのが市役所の大事なところですよ。それから、都市と自然が調和した計画的な土地利用を推進、土地利用の推進なんですかね。土地利用を推進し、都市と自然が調和するというのが逆転しているんじゃないかと思いますが、ここも。地域コミュニティを維持を可能とし、ここは大賛成です。それから、環境、暮らし、活力の持続性を高めると書いてある。全体として、先ほど言ったような、どこに住んでいて、もう誰もがということではなくなってしまふ。厳しい厳しいといって、後退戦をずっとしてしまう、コンパクトという名のもとに。そのコンパクト化についてこれない方は置き去りにされてしまふ。そういうまちづくりにっていく危険はないか、お尋ねします。

○地域連携都市政策室長

この第2次総合計画案に示しております拠点連携型の都市といいますのは、本市が平成22年に策定をいたしました飯塚市に都市計画マスタープランに掲げる都市目標像でして、これは交通の利便性のよい、古くから住民の交流の中心でありました一定のエリアの居住環境を確保することで、地域全体の暮らしの維持をはかり、加えて広域的なサービスが集積する中心拠点との交通ネットワークを確保することで、都市的サービスの供給を補いあいながら、本市全体の暮らしやすさを守っていこうとする都市構造の考え方でありまして、この第2次総合計画案におきましても、この都市構造を目指していくことを示しておりますけれども、これは飯塚市全域の暮らしやすさを守っていくために、こういった都市構造が一番適しているというふうに考えているものですので、周辺地域の切り捨てだとか、中山間地域の切り捨てだとか、そういうふうなことは全く考えておりません。

○川上委員

それを考えていたら大変ですよ。だから、私が聞いているのは、皆さんの思いとは別に、この拠点連携型という手法でいけばそうになってしまうんじゃないのかと、そういう危険性を感じないかという質問なんです。どうですか。

○地域連携都市政策室長

この拠点といいますのは、さまざまな商店だとか、医療だとかそういったさまざまな都市の機能がある程度まとまりまして、そういった周辺にまた居住環境を維持しつつ、そこに周辺地域の方々が、公共交通を使ってそのサービスを利用することで、飯塚市全体の暮らしを守っていこうとするものです。ですので、そういった拠点を飯塚市内に1カ所設定するということで

はなく、いろんな機能待ち合わせた拠点を複数設定することで、それぞれの拠点がまた公共交通で結ばれ、拠点の連携という都市構造の中で、飯塚市に全体の市民の皆様の生活を守っていくと、そういった都市構造を今後とも目指していきたいということを考えております。

○川上委員

重ねて答弁ありがとうございました。私は、この19ページにイメージ、都市目標像というのが書いてあるでしょう。くどいけど、一段目はいいですよ。二段目がともにつくり、未来につなぐ、幸せ実感都市いいづか、これも大事だと思います。この中には、縮小撤退をやれと国がずっと要求してるわけですね。だけど、それはそれとしても、未来に夢を持ってみんなで幸せなりたいという、サブタイトルがあるわけです。ここが大事なんです。しかし、冒頭に言いましたように、この基本構想は10年間見直さないというふうに皆さんは言ってるわけですよ。そうであれば、こう書いて、皆さんの決意もこうなんだけど、これがずれていたり、思わぬことになってしまうというおそれを抱かなくては、この基本構想というのは、生きたものにならないと思います。津波は来ないだろうというようなことではいけないわけでしょう。原発は絶対爆発せんだろうとかと。だから、ちょっと例があまりよくなかったけど、災害のことだけ言いましたから。この基本構想で書いている皆さんの住民福祉とか、基本的人権とか、それからみんなが幸せになるようなというやつと違う方向にいくおそれはないかというのは絶えず考えておく必要があるというふうに思います。そのことを申し上げて、長時間にわたる質問に答弁いただいてありがとうございました。質問を終わります。

○委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

ほかに質疑はないようですから、「第Ⅱ編 基本構想」についての質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

○川上委員

私は本議案について反対の立場から討論をします。一つは、私は先ほどから言っておりますように、この基本構想が福祉の増進を目的とする。それから基本的人権を大事にするという非常に重要な前進をしていることを認めるものですが、残念ながら、一部において首尾一貫していない同和問題をはじめだとか、礎の子どもとか、環境問題の指摘もしました。そういう意味であります。もう一つは、自治体経営の視点というのは、福祉の増進という視点ですという答弁がありましたけれども、その内容においては、基本計画を見るならば、行財政改革の名のもとに、住民の犠牲をいとわない。そういう数値目標を挙げているところがあって、非常に危険だと思うからです。3点目はですね、地方自治体である飯塚市が行政サービスの能力を放棄したり、あるいは空洞化させる危険を感じるからです。一つは先ほど申し上げました、拠点連携型のまちづくりということ。それから、自主自立の協働のまちという考え方にあらわれているのではないかと心配するからです。詳しくは本会議で申し上げます。討論を終わります。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第147号 第2次飯塚市総合計画の基本構想」について、原案どおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(挙 手)

賛成多数。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

正副委員長を代表いたしまして、一言お礼を申し上げます。2日間の予定を委員の皆様のご協力と、適切な執行部の答弁によりまして、1日で終わることができました。ご協力に感謝申し上げます。今後は、いろいろ意見が出ておりましたので、今後の行政運営の中で意見を反映させていただきたいと思っております。本当に長い間の答弁ありがとうございました。

以上をもちまして、第2次総合計画基本構想特別委員会を閉会いたします。